

県南地域（白河市）から平成23年3月13日に避難を開始した申立人らについて、自宅付近の原発事故後の放射線量、自宅が自主的避難等対象区域に近接していること等を考慮して、同年12月31日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- ア 移動費用及び生活費増加費用
- イ 精神的損害
- ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

上記1アイについて

自 平成23年3月11日

至 平成23年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金700,400円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|-------------------|----------|
| ア 移動費用及び生活費増加費用 | 440,000円 |
| イ 精神的損害 | 240,000円 |
| ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 20,400円 |

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2記載の金員の一部である金200,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の1記載の損害項目（ただし、第1の2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事

者間に何らの債権債務がない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月29日

（仲介委員 尾野恭史）